

横浜市設計・施工一括発注方式に関する取扱要綱

制 定 令和3年8月1日

一部改正 令和5年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市（医療局病院経営本部を除く。以下同じ。）が発注する工事において、設計及び施工を一括して同一の請負人に発注する方式（以下「設計・施工一括発注方式」という。）を実施するにあたり、横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱（平成6年4月施行）（以下「入札取扱要綱」という。）等の特例として、必要な事項を定めるものとする。

(市内中小企業者への配慮)

第2条 設計・施工一括発注方式の実施にあたっては、横浜市中小企業振興基本条例（平成22年3月条例第9号）第7条第2号に基づき、関連する工事等において市内中小企業者の受注機会の増大に努めなければならない。

(対象工事)

第3条 設計・施工一括発注方式を適用できる工事（以下「対象工事」という。）は、総合評価落札方式を採用する大規模工事であって、次のいずれかを満たすものとする。

- (1) 目的物の施工にあたり、事業者それぞれが高度又は特殊な技術力を有し、その技術力によって施工方法等が異なるため、本市が標準的な設計を定めることができないもの。
- (2) 早急に工事を完成させなければ市民生活又は本市の重要な施策の進捗等に支障を及ぼす恐れがあると認められ、設計と施工を一体で発注することにより、他のあらゆる発注方式より効率的・経済的に施工が可能と認められるもの。
- (3) 前2号のほか、市長が特に設計と施工を一体で発注する必要があると認めたもの。

(発注方式の決定)

第4条 設計・施工一括発注方式で発注を行うことについては、工事請負等一般競争入札参加資格審査等委員会の議を経て決定する。

(総合評価落札方式に関する特例)

第5条 対象工事で採用する総合評価落札方式では、技術提案に併せて、設計を含む施工計画並びに入札参加者の設計・施工能力及び社会性・信頼性も評価することが妥当と認められる場合には、評価項目とすることができる。

- 2 総合評価落札方式による評価の方法は、入札参加資格を満たす者（以下「入札者」という。）が提出した技術提案、設計を含む施工計画、入札者の設計・施工能力及び社会性・信頼性に関する資料（以下「技術資料」という。）についての評価方法並びに落札者決定基準等の詳細を定めた総合評価落札方式実施要領書（以下「実施要領書」という。）に示すものとする。
- 3 実施要領書には横浜市請負工事等総合評価落札方式実施要綱(平成20年3月制定)第7条第2項に

定める事項に加え、対象工事の特性に応じて次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 技術提案を求める範囲
- (2) 技術提案等の内容に基づいて積算した価格をもって応札すること
- (3) 提出資料のプレゼンテーション及びヒアリングに関する事項
- (4) 予定価格及び調査基準価格に関する事項

(責任の所在)

第6条 本市が技術提案を適正と認め採用した場合においても、技術提案を行った契約の相手方の責任が軽減されるものではない旨を実施要領書に記載するものとする。

(入札参加資格)

第7条 市長は、入札取扱要綱第18条に規定する入札参加資格に加えて、次の各号に掲げる事項を入札参加資格として設定することができる。

- (1) 市長が当該工事に関する発注補助業務を委託した場合においては、次に掲げる者でないこと。
 - ア 発注補助業務の受託者（以下「受託者」という。）。
 - イ 受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者。
 - ウ 代表権を有する役員が受託者の代表権を有する役員を兼ねている者。
 - (2) 設計に関する入札参加資格で、次に掲げる事項
 - ア 技術者の配置に関すること。
 - イ 同種設計の実績に関すること。
 - ウ 共同企業体に関すること。
 - エ 設計の再委託に関すること。
 - オ その他設計に関して市長が特に必要と認めること。
- 2 前項第2号エを入札参加資格として設定する場合における、設計の受託予定者の要件は次に掲げるものとする。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者でないこと。
 - (2) 横浜市税（市民税（特別徴収分・普通徴収分）、法人市民税、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）及び事業所税）並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
 - (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による被保険者となったことの届出、健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による被保険者の資格の取得の届出及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による被保険者の資格の取得の届出を行っている者であること（いずれの届出についても、届出義務がない場合を除く。）。
 - (4) 入札公告及び入札説明書で示す日において、横浜市指名停止等措置要綱（平成16年4月制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者であること。
 - (5) 前項第1号に掲げること。

(6) その他市長が特に必要と認めること。

3 市長は、入札取扱要綱第 18 条第 2 号の規定にかかわらず、指名停止を受けている者のうち、指名停止等措置要綱別表第 1 から別表第 3 までの各号に掲げる措置要件に照らして、本工事の入札に支障がないと認める者を入札公告等で定めるところにより、入札に参加させることができる。

(入札公告に掲げる事項)

第 8 条 市長は、入札公告（入札説明書を含む。以下同じ。）において、契約規則第 8 条第 2 項に規定する事項に加えて、次の事項についても掲げなければならない。

(1) 総合評価落札方式による旨

(2) 技術資料のプレゼンテーション又はヒアリングを実施する場合においては、これらを実施する旨

(技術資料のヒアリング)

第 9 条 市長は、必要に応じてあらかじめ定める方法により入札参加者から提出された技術資料についてプレゼンテーション又はヒアリングを実施することができる。

(落札者の制限)

第 10 条 落札者の制限について、指名停止等措置要綱第 9 条第 1 項中「開札後」とあるのは「入札締切後」と読み替える。

2 市長は、指名停止等措置要綱第 9 条第 1 項の規定にかかわらず、指名停止を受けている者のうち、指名停止等措置要綱別表第 1 から別表第 3 までの各号に掲げる措置要件に照らして、本工事の契約に支障がないと認める者を入札公告等で定めるところにより、落札者とすることができる。

3 前二項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認める場合は、指名停止を受けている者であっても落札者とすることができる。

(落札者の施工方法等)

第 11 条 落札者に対しては、当該技術提案等に基づいて設計及び施工させるものとし、技術提案等に係る設計変更等は原則として行わないものとする。

(予定価格の公表)

第 12 条 予定価格は、横浜市工事請負契約に係る予定価格、調査基準価格及び最低制限価格の公表要綱（平成 16 年 4 月制定）第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、入札執行前に公表するものとする。

(調査基準価格の設定等)

第 13 条 調査基準価格は、横浜市工事請負契約に係る低入札価格取扱要綱（平成 16 年 4 月制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。）第 2 条第 2 号に基づき算出した額とする。

2 低入札価格取扱要綱第 3 条第 2 項の規定は適用しないものとする。

(適用除外)

第 14 条 工事請負契約の入札に係る積算疑義申立て手続に関する取扱要綱（平成 23 年 4 月制定）は適用しないものとする。

(契約事務受任者が権限を有する契約)

第 15 条 横浜市契約事務委任規則（平成 11 年 4 月横浜市規則第 37 号）の規定により契約の締結に関する事務を委任された者（以下「契約事務受任者」という。）が権限を有する契約にあつては、第 3 条の規定を除き、「市長」とあるのは「契約事務受任者」と読み替えて適用するものとする。

(水道事業管理者及び交通事業管理者が権限を有する契約)

第 16 条 水道事業管理者の権限に属する契約にあつては、この要綱中「横浜市工事請負等一般競争入札参加資格審査等委員会」とあるのは「横浜市水道局工事請負等一般競争入札参加資格審査等委員会」と、「市長」とあるのは「水道事業管理者」と読み替えて適用するものとする。

2 交通事業管理者の権限に属する契約にあつては、この要綱中「横浜市工事請負等一般競争入札参加資格審査等委員会」とあるのは「横浜市交通局工事請負等一般競争入札参加資格審査等委員会」と、「市長」とあるのは「交通事業管理者」と読み替えて適用するものとする。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

2 第 3 条に掲げる対象工事の要件については、今後の社会状況等に合わせ、適宜見直しを行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に設計・施工一括発注方式の実施について別に定めたもの及び決裁を受けたものについては、この要綱は適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の横浜市設計・施工一括発注方式に関する取扱要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。